

ID: 556

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	土砂採取料、占用料の徴収		
法令名称 根拠条項	漁港漁場整備法 第39条の5第1項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
【基準】 法第39条の5第1項の規定による。 (土砂採取料及び占用料) 第39条の5 漁港管理者は、農林水産省令で定める基準に従い、漁港の区域内の水域(漁港管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から土砂採取料又は占用料を徴収することができる。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。 「農林水産省令で定める基準」とは、漁港漁場整備法施行規則第18条の規定による。 漁港漁場整備法第39条第1項及び第4項 (漁港の保全) 第39条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用(公有水面の埋立てによる場合を除く。)をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。 4 国の機関又は地方公共団体(港湾法(昭和25年法律第218号)に規定する港務局を含む。)が、第1項の規定により許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ漁港管理者に協議することをもつて足りる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日